

第2 平成19年度健全化指標

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、今年度から前年度決算における4つの財政指標を議会に報告し、県民に公表することが義務付けられました。

これらの指標については、早期健全化基準、財政再生基準が設けられており、平成20年度決算からこの基準を超えた場合には、財政健全化計画、財政再生計画の策定が義務付けられることとなり、県債の発行など財政運営上の制限を受けることとなります。

平成19年度決算における各種財政指標については、全てこの基準を下回っています。

